

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和7年12月19日

上越市長 小菅淳一

上越市規則第63号

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和7年上越市条例第41号）附則第1項第1号に掲げる規定の施行期日は、令和7年12月23日とする。